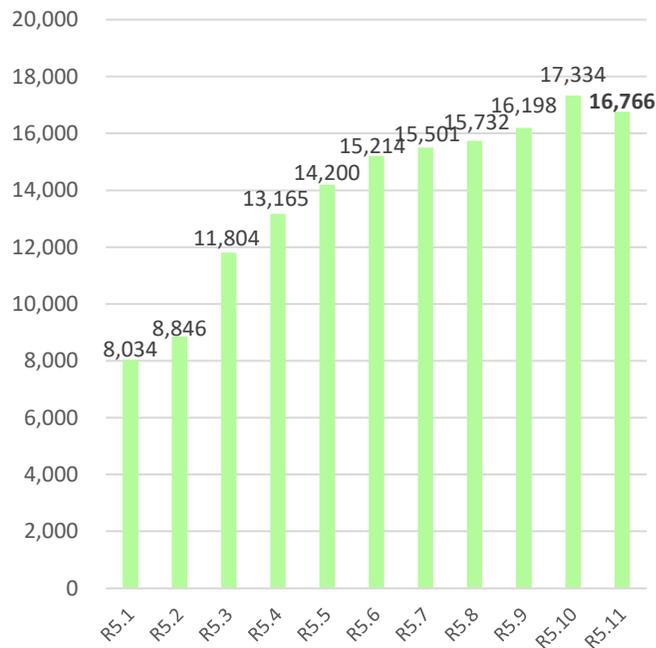
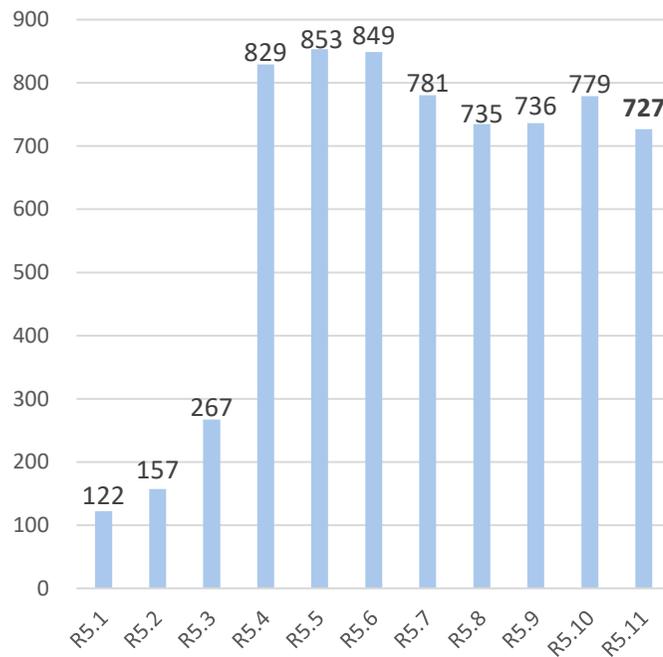


# オンライン資格確認の利用状況

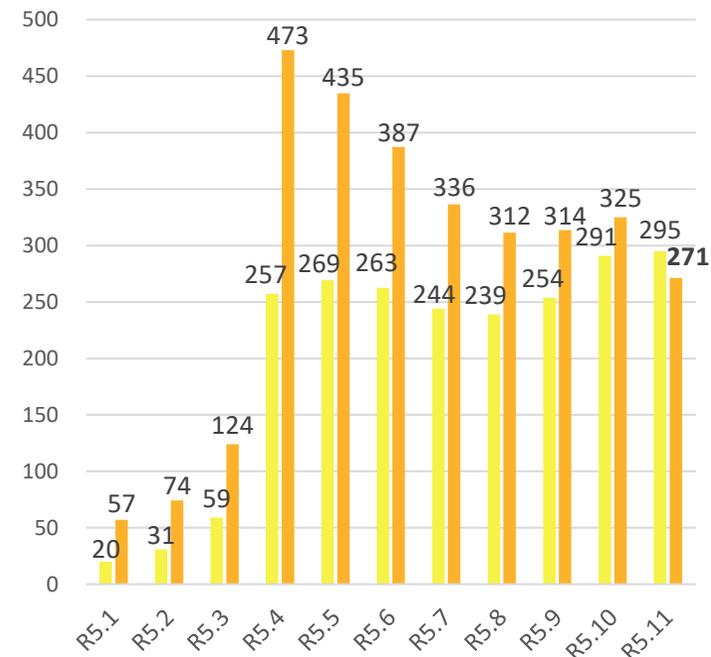
■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)



■ マイナ保険証の利用件数 (万件)



■ 診療情報閲覧の利用件数 (万件)  
■ 薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)



## 【11月分実績の内訳】

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件 (令和5年6月)

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	8,740,162	940,271	7,799,891
医科診療所	73,394,456	3,569,593	69,824,863
歯科診療所	11,466,210	1,097,318	10,368,892
薬局	74,062,624	1,660,451	72,402,173
<b>総計</b>	<b>167,663,452</b>	<b>7,267,633</b>	<b>160,395,819</b>

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	208,155	225,338	259,481
医科診療所	1,001,578	1,937,139	1,728,702
歯科診療所	173,020	262,378	47,535
薬局	555,018	523,382	677,856
<b>総計</b>	<b>1,937,771</b>	<b>2,948,237</b>	<b>2,713,574</b>

(2023年12月時点)

# 1. マイナ保険証利用促進のための 医療機関等への支援について

医療機関等において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図ります。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数増加分の支援をします。

## ＼ マイナ保険証利用促進支援施策は2つ ／

### 1-1.医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

### 1-2.医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援

### 1-1.医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

**概要** マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)<sup>※1</sup>が、2023(R5)年10月から5%ポイント以上増加した医療機関等を対象に、支援を実施します。

**期間** **2024(R6)年1月～11月**  
※前半:2024(R6)年1月～5月 / 後半: 2024(R6)年6月～11月

**支援内容** ・ 前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023(R5)年10月の利用率を比較し、以下の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付<sup>※2</sup>されます。

2023.10の利用率からの増加量	前半期(2024.1～5)支援単価	後半期(2024.6～11)支援単価
5%pt以上	20円/件	—
10%pt以上	40円/件	40円/件
20%pt以上	60円/件	60円/件
30%pt以上	80円/件	80円/件
40%pt以上	100円/件	100円/件
50%pt以上	120円/件	120円/件

**補足** ※1:利用率の算出: 10月の利用率の場合  
「2023(R5)年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023(R5)年11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」

※2: 支援金の交付にあたり医療機関等からの実績報告などは不要です。社会保険診療報酬支払基金より年2回(前半期・後半期)交付します。また、今後、社会保険診療報酬支払基金より各医療機関等に対して、毎月のマイナ保険証の利用実績を通知する予定です。

# 1-2.医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援

**概要** 2024(R6)年3月までのマイナ保険証の月間利用件数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の医療機関等を対象に、顔認証付きカードリーダー増設に要した費用を支援します。

**期間** 2023(R5)年11月11日以降に生じた増設に係る費用

- 支援内容**
- 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が顔認証付きカードリーダー1台当たり500件以上の機関において、顔認証付きカードリーダーを増設した場合、増設に要した費用の一部が補助されます。
  - 病院の場合、次ページに示す条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台分まで増設に要した費用の一部、病院以外の施設は、顔認証付きカードリーダー1台増設に要した費用の一部が補助されます。

病院 \ 利用件数	500~999件	1,000~1,499件	1,500~1,999件 ※1台運用の病院は 1,500件以上に読み替え	2,000~2,499件 ※2台運用の病院は 2,000件以上に読み替え	2,500件以上
1台の無償提供等を受けた病院	1台	2台	3台	—	—
2台の無償提供等を受けた病院	—	1台	2台	3台	—
3台の無償提供等を受けた病院	—	—	1台	2台	3台

※2023(R5)年4月以降に新規開設した医療機関・薬局においては、新規開設時に導入した台数が基準となります。

**補助対象・補助率** 「顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の購入費用、工事費」に要した費用総額の1/2が補助されます。補助には上限額が設定されていますので、以下をご確認ください。

<補助上限額>

病院	1台	2台	3台	診療所・薬局	1台
	275,000円	450,000円	625,000円		275,000円

患者へのマイナ保険証推奨に際しては、厚生労働省が提供している各種周知広報物をぜひご利用ください！

患者へのマイナ保険証の円滑な推奨のため、厚労省では様々な周知広報物を配布しています。

こちらから  
ご確認ください！



例) 周知ポスター

その他...

- 顔認証付きカードリーダーの使い方
- 初回利用者向け保険証利用申込案内
- マイナ保険証利用の患者向け説明資料
- 特定健診情報・薬剤情報・診療情報のご案内
- 限度額適用認定証のご案内 など

## 2. 診察券・医療費助成の受給者証のマイナンバーカードへの 一体化に取り組む医療機関・薬局への支援について

### 2. 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

**概要** マイナンバーカード一枚で受診できる医療機関・薬局の環境整備に対する支援

**期間** 2023(R5)年11月11日以降に生じた改修に係る費用

- 支援内容**
- 現在でも、オンライン資格確認システムを導入いただければ、再来受付機・レセコン等の改修によりマイナンバーカードを診察券としても利用することができます。
  - また、医療費助成の受給者証についても、デジタル庁においてマイナンバーカードによる資格確認を実施するためのシステムを令和5年度中に構築予定であり、レセコン改修により対応可能となります(並行して参加自治体も拡大していきます。参加自治体の情報はデジタル庁HP等でも公表していきます。今後の参加意向などは各自治体にお問い合わせください)。
  - これらの取組に必要な医療機関・薬局の再来受付機・レセコン等の改修について支援を実施します。
  - 令和5年度補正予算案の閣議決定の翌日(2023(R5)年11月11日)以降に生じた改修に係る費用が対象です。令和6年度診療報酬改定に伴う改修機会にあわせて、是非、ご検討ください。

		受給者証&診察券の両方対応	受給者証のみ対応	診察券のみ対応 (診療所・病院)
診療所、薬局 (大型チェーン 薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)	—	5.4万円を上限に補助※2 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその1/2を補助)	—	—
病院	① 再来受付機の 改修を含む	60.0万円を上限に補助※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)	—	60.0万円を上限に補助※1 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
	② 再来受付機 がない場合	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)	—	28.3万円を上限に補助※2 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

#### 【補助条件】

※1: 2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※2: 2023(R5)年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024(R6)年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)

(注) 2024(R6)年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請条件を満たしたこととする。

# 医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- ▶ 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- ▶ その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

## オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

### ○ 電子的保健医療情報活用加算

- 【医科・歯科】 マイナ保険証を利用する場合 7点（初診） 4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）
- 【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）



## 初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

### （新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**  
※調剤は、1 **3点（6月に1回）**、2 **1点（6月に1回）**

### 医療機関・薬局に求められること

#### 【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
  - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
  - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

#### 【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

## 診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関	問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）	薬局
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 薬剤情報により、<u>重複投薬を適切に避けられる</u>ほか、<u>投薬内容から患者の病態を把握</u>できる。</li> <li>✓ 特定健診結果を<u>診療上の判断や薬の選択等に生かす</u>ことができる。</li> </ul>	<p>問診票（初診時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今日の症状</li> <li>●他の医療機関の受診歴</li> <li>●過去の病気</li> <li>●処方されている薬</li> <li>●特定健診の受診歴</li> <li>●アレルギーの有無</li> <li>●妊娠・授乳の有無</li> <li>……</li> </ul> <p>※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 薬剤情報により、<u>重複投薬や相互作用の確認が可能</u>になる。</li> <li>✓ 特定健診の<u>検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能</u>になる。</li> </ul>

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって、正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、更なる医療の質の向上を実現